



新潟県



発 行 新 潟 県

号 外 2

令和 8 年 7 月 31 日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 38 新潟県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則（法務文書課）
- 39 新潟県営住宅条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（建築住宅課）

規 則

新潟県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第38号

新潟県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県行政手続条例施行規則（平成 8 年新潟県規則第 5 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分） 第 1 条 新潟県行政手続条例（平成 7 年新潟県条例第 59 号。以下「条例」という。）第 13 条第 2 項第 5 号の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。 （1）条例等（条例第 2 条第 1 号に規定する条例等をいう。以下同じ。）の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分 （2）（略） （公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法） 第 2 条 <u>条例第 15 条第 4 項（条例第 22 条第 3 項及び第 29 条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第 15 条第 4 項に規定する公示事項をいう。第 1 号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> （1）<u>行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u> （2）<u>インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 9 号の 5 イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</u> （職員以外に聴聞を主宰することができる者） 第 3 条 <u>条例第 19 条第 1 項の規則で定める者は、条</u>	（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分） 第 1 条 新潟県行政手続条例（平成 7 年新潟県条例第 59 号）第 13 条第 2 項第 5 号の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。 （1）条例等（新潟県行政手続条例第 2 条第 1 号に規定する条例等をいう。以下同じ。）の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分 （2）（略） （職員以外に聴聞を主宰することができる者） 第 2 条 <u>新潟県行政手続条例第 19 条第 1 項の規則で</u>

例等に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分に係る聴聞にあっては、当該合議制の機関の構成員とする。

定める者は、条例等に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分に係る聴聞にあっては、当該合議制の機関の構成員とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県営住宅条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第39号

新潟県営住宅条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
(新潟県営住宅条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県営住宅条例施行規則(昭和40年新潟県規則第38号)の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第5章 (略) 第6章 雑則 (第40条―<u>第43条</u>) 附則 (位置の選定) 第1条の3 県営住宅等の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。 第41条 (略) (指定管理者の指定の申請) 第42条 条例第65条第1項の規定による申請は、別記第48号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。 (1) <u>県営住宅等の管理の業務に関する事業計画書</u> (2) <u>当該法人その他の団体(以下「法人等」という。)に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類</u> (3) <u>当該法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</u> (管理の特例) 第43条 条例第67条第1項の規定により新潟県住宅供給公社に<u>県営住宅等の管理</u>を行わせる場合(以下「新潟県住宅供給公社による管理の場合」という。)における第1条の15第2項第9号、第3条第1項から第3項まで、第7条第5項、第9条第1項、第4項及び第5項、第10条、第10条の2、第11条第2項、第12条、第13条、第14条第1項から第4項まで、第16条ただし書、第19条、第21条、	目次 第1章～第5章 (略) 第6章 雑則 (第40条―<u>第42条</u>) 附則 (位置の選定) 第1条の3 県営住宅及び共同施設の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。 第41条 (略) (管理の特例) 第42条 条例第63条第1項の規定により新潟県住宅供給公社に<u>県営住宅及び共同施設の管理</u>を行わせる場合(以下「新潟県住宅供給公社による管理の場合」という。)における第1条の15第2項第9号、第3条第1項から第3項まで、第7条第5項、第9条第1項、第4項及び第5項、第10条、第10条の2、第11条第2項、第12条、第13条、第14条第1項から第4項まで、第16条ただし書、第19条、

第22条、第29条、第32条第2項、第34条、第37条並びに第39条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。 2・3 (略)	第21条、第22条、第29条、第32条第2項、第34条、第37条並びに第39条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。 2・3 (略)
--	---

第2条 新潟県営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記第47号様式の次に次の1様式を加える。

第48号様式 (第42条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

新潟県知事 様

主たる事務所の所在地
申請者 団体の名称
代表者の氏名

県営住宅等の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県営住宅条例第65条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 4 その他知事が必要と認める書類

(新潟県県営住宅監理員及び県営住宅管理人に関する規則の一部改正)

第3条 新潟県県営住宅監理員及び県営住宅管理人に関する規則 (昭和44年新潟県規則第55号) の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(管理の特例) 第10条 条例第67条第1項の規定により新潟県住宅供給公社に県営住宅及び共同施設の管理を行わせる場合における第3条第2項及び第3項、第5条第1号並びに第6条第1号の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とするほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。 (略)	(管理の特例) 第10条 条例第63条第1項の規定により新潟県住宅供給公社に県営住宅及び共同施設の管理を行わせる場合における第3条第2項及び第3項、第5条第1号並びに第6条第1号の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とするほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。